

品川区フリースクール等利用料助成金について

1 事業名

品川区フリースクール等利用料助成金

2 目 的

不登校の児童・生徒が置かれた状況にかかわらず教育を受けることのできる機会を確保し、社会的な自立に向けた支援を受けられるようにするため、フリースクール等に通っている不登校の児童・生徒の保護者に対して、利用料の助成を行うことで保護者の経済的負担を軽減し、学びを止めない教育体制の充実を図る。

3 実施内容

東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の利用者であり、品川区立学校に在籍している不登校の児童・生徒の保護者に対して、月額2万円を上限として、フリースクール等の利用料から都助成金を控除した額を助成する。

詳細については別紙「品川区フリースクール等利用料助成金のご案内」のとおり

4 申請受付開始日

令和7年8月1日（予定）

5 周知方法について

6月下旬以降に下記の方法により周知を行う

（1）品川区立学校および関係機関を通じたチラシの配布

（2）区ホームページ、「品川区不登校ポータルサイト～ぷらっと～」、SNS、広報しながわ（8月1日号）による事業周知を実施

6 予算

（1）フリースクール等利用料助成金

@20,000×12月×50人=12,000,000円

（2）通知郵送費

@110×50人×4回=22,000円

令和7年度 品川区フリースクール等利用料助成金のご案内

品川区では、東京都が実施する「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」（以下、「都助成金」という。）の交付決定を受けている方のうち、品川区立学校に在籍している児童・生徒の保護者に対して、フリースクール等の利用料の一部を助成する制度を実施します。

対象者 ※以下の要件をすべて満たす方

1. 令和7年度に都助成金の交付決定を受けた方
2. 助成対象期間に品川区立学校に在籍している児童・生徒の保護者
3. 東京都以外の自治体からフリースクール等の利用料に関する助成金を受け取っていない方

※助成対象期間とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までにおいて、児童・生徒がフリースクール等に通所している期間になります。

助成内容

児童・生徒1人につき、**1月当たり2万円**（上限額）

保護者が負担した利用料から都助成金の金額を差し引いた金額が助成金額となります。

申請方法

※以下の書類を提出先に郵送、または窓口にご持参ください。
電子申請についても実施予定です。詳細については区ホームページをご確認ください。

1. 品川区フリースクール等利用料助成金申請書兼請求書
2. 品川区フリースクール等利用料助成金利用状況実績報告書
3. 都助成金交付決定通知書の写し
4. 領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し
5. 申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し
6. 振込先の預金口座が確認できる通帳等の写し

申請期間

令和7年度の助成金は、**令和8年3月31日まで**に申請してください。

また、各期間ごとの申請開始時期は以下のとおりです。

第1期(4～6月)：8月1日以降受付 第2期(7～9月)：10月1日以降受付
第3期(10～12月)：1月5日以降受付 第4期(1～3月)：3月16日以降受付

お問い合わせ・提出先

品川区教育委員会事務局 教育総合支援センター不登校・相談担当

〒141-0031 品川区西五反田6-5-1 教育文化会館4階

電話：03-3490-2011(直通) FAX：03-3490-2007

助成金の詳細についてはこちら



区ホームページ